

【憲法第10問】

(明治口ー2025)

【問題文】

問題 次の【事例】を読み、問に答えなさい。

【事例】

県立A高校は、長い伝統と優秀な進学実績を誇る高校である。この高校の社会科教諭Xは、日本の歴史に関する自らの検討からして、君が代および日の丸に対し否定的な信念をもっていた。そこで常々、同僚の教諭に対し、式典における起立・国歌斉唱には応じられない、と語っていた。

A高校の校長Bは、入学式における規律の維持および円滑な式典の進行のため、教諭全員の起立・斉唱が必要であると考えており、Xに対して事前に丁寧な説得を試みたが、Xは起立・斉唱には応じられないとの返答を押し通した。そこで、校長BはXに対し、近く行われる入学式の国歌斉唱の際、Xも起立し斉唱することを求める職務命令を出した。

さて、入学式の国歌斉唱の際、Xは校長の職務命令に従わず、着席したままであった。もっとも積極的に入学式の進行を妨げるということにはなかった。

式典後Xは、職務命令違反を理由に戒告処分を受けた。さらにXは、定年退職に先立ち、非常勤の採用選考の申込みをしたが、県教育委員会は、上記職務命令違反を理由に採用不合格の判断を下した。そこで、Xは、県を相手取って、上記職務命令は憲法に反するなど主張し国家賠償法に基づく賠償請求訴訟を提起した。

問

あなたは、Xの提起した訴訟を担当する裁判官であるとする。あなたは、この訴訟に含まれる憲法問題に関してどのような判断を下すか、述べなさい。

また、Xが音楽科の教諭であり、入学式における国歌斉唱の際にピアノ伴奏をするよう、校長Bから職務命令を受けていたが、入学式においてこれに従わなかったという場合はどうか。

ただし、校長Bは、入学式に先立ってXと面談したが、その際Xはピアノ伴奏をしないと明言していた。そこで校長Bは、事前に君が代ピアノ伴奏のテープを入手し、入学式でXがピアノ伴奏をしない場合、このテープを流すよう、高校の事務職員に指示していた。入学式の国歌斉唱の際、Xはピアノ伴奏をせず、静かに座ったままであったので、高校の事務職員がテープを流し、式典それ自体は支障なく進めることができた、という事情があるものとする。

【参考答案】

設問前段

1. 校長BのXに対する入学式における国歌斉唱の際の起立斉唱を求める職務命令（以下「本件職務命令」という。）は憲法19条に反し違憲か。

2. 「思想及び良心」とは、世界観・歴史観など個人の人格形成に必要なもしくはそれに関連のある内面的な精神作用をいう。

Xは、日本の歴史に関する自らの検討からして、君が代および日の丸に対し否定的な信念を持っており、式典における起立斉唱には応じられないとしている。これは、Xの人生の中で築き上げられた考えであるから、人格形成に必要な内面的な精神作用といえ、「思想及び良心」として、19条により保障される。

3. 人の内心領域における精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するため、前者だけを保障するのでは狭すぎる。そこで、「思想及び良心の自由」には、思想・良心に反する外部的行為を強制されない自由も含まれると解する。

4. 外部的行為の強制による思想・良心の自由に対する制約の有無・態様については、一般的・客観的に判断すべきである。

学校の式典における国歌斉唱行為は、一般的、客観的に見て、慣例上の儀式的なものとしての性質を持っており、外部からもそのように認識される。そうすると、起立斉唱行為は、Xの有する世界観・人生観を否定することと不可分に結びつくものとはいえず、本件職務命令はXの世界観・人生観それ自体を否定するとはいえない。したがって、直接的制約にはあたらない。

もっとも、起立斉唱行為は、社会科教諭が日常担当する教科等や日常従事する事務の内容それ自体には含まれないものであって、一般的、客観的にみても、国旗及び国家に対する敬意の表明の要素を含む行為であるということが出来る。そうすると、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となる「君が代」や「日の丸」に対して敬意を表明することには応じたいと考える者に対してこれを求める本件職務命令は、個人の歴史観ないし世界観に由来する敬意の表明の拒否と異なる敬意の表明の要素を含む外部的行為を求めるものとして、「思想及び良心の自由」に対する間接的制約にあたる。

5. 間接的制約の19条適合性は、㊦職務命令の目的、㊧職務命令の内容、㊨思想・良心の自由に対する制約の態様等を総合的に考慮して、当該命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性および合理性が認められるか否かという観点から判断する。

本件職務命令は、上記の通り間接的制約がある。また、住民全体の奉仕者として法令や上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべきこととされる地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性（15条2項、地方公務員法30条、32条）からすれば、公立高校の教諭であるXは法令や上司の命令に従わなければいけない立場にあった。

もっとも、BはXに対して事前に丁寧な説得を試みている。さらに、本件職務命令の目的は、入学式における規律の維持及び円滑な式典の進行である。たしかにXが職務命令に従わずに着席したままであっても、積極的に入学式の進行を妨げることにはなっていない。しかし、本件職務命令は、式典における慣例上の儀礼的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱を求めることを内容とするものであって、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保と共に式典の円滑な進行を図るものである。

そうすると、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められる。

6. したがって、本件職務命令はXの「思想及び良心の自由」を侵害するものではなく、19条に反せず合憲である。

設問後段

1. BのXに対する入学式における国歌斉唱の際にピアノを伴奏することの職務命令（以下「本件職務命令」という。）は、19条に反し違憲か。

2. 設問前段(2)と同様に、Xの君が代及び日の丸に対し否定的な信念は「思想及び良心」として、19条により保障される。

3. 外部的行為の強制による思想・良心の自由に対する制約の有無・態様については、一般的・客観的に判断すべきである。

学校の儀式的行事において君が代の伴奏をすることは、一般的には君が代に関するXの世界観・歴史観と不可分に結びつくものということとはできないから、Xの世界観・歴史観それ自体を否定するものと認めることはできない。また、入学式における国歌斉唱の際のピアノ伴奏は、音楽家の教諭であれば通常想定され期待されるものであるから、伴奏をするという行為が特定の思想を有するということを外部に表明する行為と捉えるのは困難である。

よって、本件職務命令は、Xの思想及び良心の自由に対する直接的、間接的制約にはならない。

4. したがって、制約がない以上、本件職務命令は憲法19条に反しない。

以上

【合格者の思考】

① 出題論点と出題条文

1. 三段階審査
2. 思想良心の自由（19条）

② 論点想起のポイント

本問の問題文では、「入学式の国歌斉唱の際、Xは校長の職務命令に従わず、着席したままであった。」設問後段では、「また、Xが音楽科の教諭であり、入学式における国歌斉唱の際にピアノ伴奏をするよう、校長Bから職務命令を受けていたが、入学式においてこれに従わなかった」との記載があります。

以上の記載から、前者について君が代起立斉唱事件、後者について君が代ピアノ伴奏事件を想起したいところです。もちろん、判例の事案を知らない場合には思想良心の自由を想起し、目的手段審査で処理することも考えられますが、著名判例の場合は多くの受験生が判例の枠組みに沿って答案を展開していくこととなります。本問のような、判例の事案に忠実な問題が出題された場合にはなるべく判例の流れ通りに書けるよう準備をしていきましょう。

③ 思考フローと問題処理のポイント

（1）君が代判例の基本的理解と審査枠組み

君が代事件の論証についてもこれまでの人権同様、条文すなわち19条1項の解釈から始めていきましょう。「思想・良心」の内容については、内心であれば広く保障の対象とする内心説、内心のうちより重要なものに限定して保障の対象とする信条説などの見解があります。保障段階では、特に後者について論述できるよう準備しましょう。

君が代事件の審査も他の人権と同じように「保障→制約→正当化」という形式で考えて行きましょう。

もっとも、君が代事件の場合は、三段階審査のうち、制約の有無やその程度について厚く論述する必要があります。君が代ピアノ伴奏事件については、制約が認められないこと、君が代起立斉唱事件については間接的制約が認められることを対比的に抑えましょう。その際には、どのような事情が両判例の結論を分けたのかを意識して学習しましょう。

（2）正当化（君が代起立斉唱事件について）

正当化においては、判例の規範を引用して論述するのがおすすめです。もちろん、判例の枠組みを用意できなかった場合には、目的手段審査などで間に合わせることも考えられますが、事

実の拾い落としや不正確な論述に陥りやすいです。処分違憲や適用違憲に関する判例では、難しく考えるよりも判例の枠組みを抑えるのが個人的なおすすめです。

㊦職務命令の目的、㊧職務命令の内容、㊨思想・良心の自由に対する制約の態様等を総合的に考慮して、当該命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性および合理性が認められるか否かという観点から判断する。

(3) 両判例の比較

上述の通り、両判例はその結論や事案において対比的な理解が問われます。以下の表を参考に事案の異同を抑えましょう。

比較項目	① 君が代起立斉唱事件	② ピアノ伴奏事件
対象教員	一般教諭	音楽専科の教諭
行為の性質	慣例的儀礼であるが、国旗・国歌への「敬意の表明」の要素を含む	音楽教員に通常期待される「特定の思想の表明ではない」
制約	間接的制約にあたる	制約にあたらない
合憲性判断	必要性・合理性が認められ合憲	制約がないため19条の問題とならず、合憲